

岩手県告示第 376 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 51 条第 2 項及び第 4 項の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習を次のとおり行う。

平成 19 年 4 月 24 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 適性検査及び講習の日時及び場所

日 時	場 所
平成19年 7 月 5 日（木） 13時から	北上市 和賀農村環境改善センター小集会室
平成19年 7 月13日（金） 13時から	一関市 一関地区合同庁舎 3 階大会議室
平成19年 7 月20日（金） 13時から	大船渡市 大船渡地区合同庁舎 4 階大会議室
平成19年 7 月27日（金） 13時から	宮古市 宮古地区合同庁舎 3 階大会議室
平成19年 8 月 1 日（水） 13時30分から	二戸市 二戸地区合同庁舎 1 階大会議室
平成19年 9 月14日（金） 9時から	盛岡市 盛岡地区合同庁舎 8 階大会議室

2 受験及び受講の資格 県内に住所を有し、平成 16 年度に狩猟免許を受けている者

3 受験及び受講の手続 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年岩手県規則第 25 号）第 13 条の狩猟免許更新申請書を受験及び受講の日の 10 日前までに所管広域振興局、総合支局又は地方振興局（以下「振興局等」という。）の保健福祉環境部に提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県環境生活部自然保護課及び最寄りの振興局等の保健福祉環境部に問い合わせること。